

り。仍お琉球国の接貢船隻の回国の時を俟ち、該国王世子に移咨して査照せしめよ。並びに撫部院の批示を候て。繳す、とあり。此れを奉ず。合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王世子に備咨す。請煩わくは査照して施行せんことを、等の因あり。各々国に到る。此れを准く。

前項の難夷の人数を將て分發して帰籍せしむるを除くの外、茲に貴司暨び兩院、仰ぎて皇上の柔遠の至意を体するを承く。難民を撫恤し故土に生還せしむるは、但だに難民の共に再造の鴻慈を戴くのみならず、即ち挙国も亦た感激して護るるなし。理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶十年（一八〇五）八月初六日

注*本文書は〔九七〇〇四〕〔九七〇〇三〕〔九七〇〇二〕の咨覆である。

- (1) 貴司の咨 〔九七〇〇四〕。
- (2) 貴司の咨 〔九七〇〇三〕。
- (3) 貴司の咨 〔九七〇〇二〕 四番目の案件。

2-99-13

世孫尚灝の、接貢のため都通事鄭永泰等を派遣するむねの執照（嘉慶十《一八〇五》、八、六）

琉球国中山王世孫尚（灝）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回する事の為にす。

照得するに、敝国は業に嘉慶九年秋に於て貢使の耳目官毛廷勳・正議大夫鄭国鼎等を遣わし、表章・方物を齎捧し天朝に入貢す。業経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き聖禧を叩祝して案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事鄭永泰等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領し、海船一隻に坐駕し前みて福建に至り、皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣毛廷勳・鄭国鼎・毛廷器を接り、在閩の存留通事林興基等と与に還国せんとす。

但だ差する所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の札字第一百八十二号の半印勘合執照一道を給発し、存留通事王秉行等に付し、収執して前去せしむ。凡所の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実 encounters、即便に放行して留難して阻滯するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 鄭永泰 跟伴四名

在船使者二員 毛著隆 跟伴八名
(2) 馬国材

存留通事一員 王秉行 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 阮以佐⁽³⁾ 善開基

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事王秉行等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十年（一八〇五）八月初六日

注（1）王秉行 嘉慶十年接貢の存留通事。『宝案』ではほかに嘉慶二十年の中国難民護送船の都通事として名がみえる（巻一一八）。

（2）馬国材 嘉慶十年接貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶十四年冊封謝恩使の迎接の在船使者として名がみえる（巻一〇七）。

（3）阮以佐 乾隆三十六〜道光六年（一七七一〜一八二六）。久米村系阮氏（濱比嘉家）八世。嘉慶十年黄冠に陞る。嘉慶十年接貢の管船夥長（『家譜（二）』一八八頁）。